

第 10 回ソラダス 2025 実行委員会との協議等議事録（要旨）

環境局 総務課

1 日 時 令和 8 年 7 月 7 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分

2 場 所 大阪市役所本庁舎地下 1 階 第 1 共通会議室

3 団 体 名 第 10 回ソラダス 2025 実行委員会

4 協議等の趣旨 大気汚染問題についての要望

5 出 席 者

（団体側）

代表者 他 8 名

（本 市）

環境局 4 名

6 議 事

- （１）「N02 の環境基準（0.04ppm～0.06 ppm）をオーバーする汚染が大阪市域、道路沿道地域など少くない地域で続いています。こうした汚染地域に対する対策を緊急に立てる必要があります。特に現在の大気汚染の主因が自動車交通、湾岸地域の産業活動に伴う船舶や大型車の排ガスにあり、これへの対策の強化が重要です。」について
（項目番号①）

団体要望概要

- ・府下一斉に二酸化窒素の測定を行ったところ、大阪市の中でも特に、北区、中央区、浪速区など市中心部と湾岸部が、過去より改善はされているものの汚染が酷いので対策をしてほしい。
- ・福島区内の測定結果をまとめた。福島区内は高速道路や主要な幹線道路があり、交通量が多く、排気ガスの影響を受けているものと考えており懸念している。また、福島区内で工事が進行している「高速道路淀川左岸線 2 期事業」と「一般道路淀川南岸線」についても排気ガスが懸念される。工事終了後は、高速道路を通らず一般道路を通行する車両が増加する可能性もあり、継続して大阪市建設局に対応を依頼しているものの、大阪府警察と協議中と何年も言われており、協議が進んでいないことを知っておいてほしい。（意見のみ）

本市説明概要

- ・本市では、二酸化窒素については、近年、環境基準を達成しており、今後も達成維持に向けて、引き続き自動車などへの発生源対策を進めていく。

- (2) 「大気汚染による健康被害者が数多く存在しています。ぜん息等の健康被害者は、正に自動車排ガスなどの「公害」による健康被害であり、国と各自治体、そして、自動車メーカーなどによって医療費助成などの健康被害補償の措置が実施されるべきです。」について (項目番号②)

団体要望概要

- ・二酸化窒素測定に加えて、大気汚染と関係の深い「ぜん息」の有症率を調べる健康アンケートを実施したところ、二酸化窒素濃度と「ぜん息の有症率」とは相関関係があり、二酸化窒素濃度が高いほど「ぜん息の有症率」は増加する傾向となった。アンケート結果から得られた「ぜん息の有症者数」と「(公害認定された) ぜん息患者数」とは、1988 年以降、ぜん息の公害認定がされなかったこともあり、乖離しているものと考えられる。公害認定されなかった患者は、薬代が生活を圧迫して困っていると現場から声があがってくることを知ってほしい。(意見のみ)
- ・現在の大阪市の公害認定患者数、大阪府の認定患者数を教えてほしい。
- ・最近は大気汚染の問題以外にも、地球温暖化といった環境問題も生じており、「持続可能な環境づくり」という観点での取り組みも考えてほしい。

本市説明概要

- ・公害認定等を所管する健康局が本日欠席のため、公害認定に関するご質問等につきましては、直接、健康局へお問い合わせください。本日の申し出事項等は議事要旨で残し置きます。
- ・環境局の別の部署が地球温暖化問題に関する施策を行っており、環境局としましては、引き続き二酸化窒素の発生源対策、地球温暖化対策、両方とも講じて参ります。

- (3) 「行政には NO₂ 環境基準の上限値 (0.06ppm) をクリアすれば環境基準を達成しているかのごとき受け止めがありますが、上限値以下でも多数の健康被害が発生しています。WHO は 2021 年に「大気汚染による健康被害を起こさないための指針値」を NO₂ については「年平均値で 5 ppb、日平均値 99% 値で 12ppb」へと厳しくしました。環境基準や自治体の環境目標値の見直しが求められています。」について (項目番号③)

団体要望概要

- ・二酸化窒素の環境基準は、環境白書で 100% 達成と公表するが、健康アンケート結果では、0.04ppm 以下であっても「ぜん息の有症率」に影響を与えることが判明した。また、環境基準を達成したとしても、1 年のうち 0.04ppm を超過した日はあったのではないかと。環境保全目標について、具体的に数値を定めて取り組んでほしい。
- ・WHO では、環境基準よりも厳しい基準を定めたこともあり、環境基準や自治体の環境目標値の見直しが求められる。

本市説明概要

- ・環境基準、本市の環境保全目標の見直しに関する考え方は、事前の回答書のとおりであり、科学的知見の観点等から、現状、大阪市環境保全目標を具体的に数値化することは検討しておりません。WHO の基準は国も把握していますので、本市では引き続き国の動向に注意し、環境基準を見直すという動きがあった場合等は適切な対応を講じて参ります。
- ・二酸化窒素の環境基準、環境保全目標を達成しているか否かは、日平均濃度の年間 98%

値で判断します。昨年度、1日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下となった日は計5日ありましたが、近年、環境基準、環境保全目標はいずれも達成しています。二酸化窒素濃度は出来るだけ低い方が良くと考えており、今後も二酸化窒素の発生源対策を進め、環境基準、環境保全目標の達成維持はもとより、二酸化窒素濃度低減に努めて参ります。

- (4)「行政による正確できめの細かい監視は環境行政の基本です。測定体制については縮小ではなく拡充・強化する必要があります。監視業務の独立行政法人化や民営化はしてはならないことです。」について(項目番号④)

団体要望概要

- ・大阪市の大気の実態把握のため、全行政区に1つ測定局があったほうがいい。
市民の健康を守るために、大気汚染の状況を基礎データとして実態を正確に把握することが出発点と思う。
- ・過去に廃止した測定局で、廃止後に1回でも測定はしたことはあるか。
- ・測定局舎を減らす際は、事前に私達団体と協議して頂きたい。

本市説明概要

- ・事前回答書のとおり、大気汚染防止法に規定された事務処理基準に基づいて測定局を整備していますので、現状、大阪市24区全てにおいて測定局を設置しておりません。
- ・廃止した測定局において、廃止後に測定はしたことはありませんが、常時監視測定とは別の場所にて、二酸化窒素の短期間測定を実施しており、測定結果は大阪市環境白書の資料編で公表しています。今後も事務処理基準に基づき効果的な測定を実施して参ります。
- ・現状、測定局舎を減らす計画はなく、将来の協議実施に関して約束しかねますことをご了承ください。

- (5) 市民参加の環境保護運動について(項目外)

団体要望概要

- ・行政だけでなく市民が参加して一緒に環境を守る運動を国も推進しつつある。ソラダスは市民が頑張っているのだから、行政は応援してほしい。(意見のみ)